

# 群馬産業技術センター緑地管理業務委託仕様書

## 1 施設の概要

別紙図面のとおりに。

## 2 委託内容

- (1) 芝生地（中庭、建物周辺、駐車場）の芝生維持管理、施肥、除草剤散布
- (2) 吹付地、西側未整地、西側駐車場、砕石地の除草、太陽光発電設備周辺の除草、片づけ、除草剤散布
- (3) 樹木（クスノキ、シダレザクラ、ケヤキ、キンモクセイ）の剪定、消毒
- (4) サツキ・ツツジ及びサツキの剪定

※詳細は別紙内訳のとおりに

## 3 薬剤の使用

農薬関連の法令等で定められている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。

## 4 立木枯木処理

- (1) 立木の枯れ枝、病害虫に犯されている枝等が発生した場合は、速やかに切除し、切除した枝の搬出、処分を行う。
- (2) 立木全体が立ち枯れたり、病害虫に犯されている場合は、速やかに立木全体を処分するものとする。

## 5 芝刈機械刈り

- (1) 芝生地内にある樹木、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- (2) 芝生地と舗装地の境界については、人力除草とする。

## 6 刈り取った草及び樹木の処理

刈り取った草及び剪定した樹木等は、作業終了後直ちに収集、搬出、処分を行う。

## 7 安全管理

- (1) 芝刈機械等を使用する際は、飛石等により建物窓ガラス及び駐車車両等に損害を与えないよう、万全な措置を講じること。

- (2) 作業開始前に現場周辺（窓ガラス等）の状況を確認すること。窓ガラス等に亀裂及び破損等を発見した場合は、写真撮影により記録を残し、作業完了後に発注者へ報告すること。

## 8 その他

- (1) 施設、柵類のまわり等の草刈りについても適時実施するものとし、機械刈りの不適當又は不能の場所は手刈りとする。
- (2) 側溝内に枯葉が堆積している場合は、側溝清掃（枯葉の除去）を依頼することがある（本業務対象範囲外の側溝は除く）。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と都度協議を行い決定すること。